

三重県自転車活用推進計画の概要

1 目的および計画期間（本冊 P. 1）

自転車活用推進法の考え方や国の推進計画の内容をふまえ、三重県では、「県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり」をめざします。計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4か年とします。

2 現状と課題（本冊 P. 2）

本県における現状と課題について、「観光地域づくり」、「スポーツの振興・健康づくり」、「自転車活用にかかる環境整備」、「事故のない安全・安心の推進」の4つの観点から整理しています。

3 自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策（本冊 P. 9）

目標1 自転車を活用した地域の観光魅力づくり（本冊 P. 9）

観光客等来訪者の自転車活用を促進するためには、サイクリングロードの整備のほか、気軽に自転車を利用して観光資源を巡るための環境整備が重要となることから、次の施策に取り組みます。

（実施すべき施策）

- (1) 太平洋岸自転車道等の魅力的なサイクリング環境の創出を図ります。（農林水産部、県土整備部）

モデルルートであり、ナショナルサイクルルートの指定をめざす太平洋岸自転車道をはじめ、ジャパンエコトラック「伊勢熊野」エリアや伊勢志摩国立公園において、サイクリスト受入環境の整備等を地域と連携して取り組みます。
- (2) MaaS を活用した自転車活用の推進を図ります。（地域連携部）

県内における MaaS の取組の中で、二次交通としてシェアサイクル等の導入に向けた取組を推進します。
- (3) 公共交通機関との連携により自転車活用の促進を図ります。（地域連携部）

イベント等の機会を利用し、県内におけるサイクルトレインの実施状況の周知を図ります。

また、サイクルトレインの拡大やサイクルバスの実施可能性など、各交通事業者に検討を促します。
- (4) 関係機関と連携し、自転車活用に関する情報発信を行います。（地域連携部、観光局）

関係機関と連携し、自転車に関するさまざまなイベントやサイクリングルートなどについて、効果的に情報発信を行います。

目標 2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり（本冊 P. 10）

日常の生活における自転車活用を促進するためには、気軽に体を動かすことを通じた運動や、健康づくりのための継続的な運動において、自転車を利用することが効果的であることから、次の施策に取り組みます。

（実施すべき施策）

- (1) サイクルスポーツイベント等の情報発信、自転車利用の普及促進・啓発活動を実施します。（国体・全国障害者スポーツ大会局）

「ツアー・オブ・ジャパンいなベストエージ」等のスポーツイベントを周知するほか、県民の皆さんが自転車に親しめるように自転車をはじめとする運動・スポーツの普及促進を図ります。

- (2) 大規模スポーツ大会のレガシーを活用して、自転車を通じたまちづくりを推進する市町を支援するとともに、競技人口の拡大や競技力の向上を図ります。（国体・全国障害者スポーツ大会局）

東京 2020 オリンピックにおける事前キャンプ地誘致やホストタウンによる交流など市町の取組支援や、M I E スーパー☆（スター）プロジェクト等の取組を推進します。

- (3) 自転車を活用した健康づくりの啓発や「三重とこわか健康マイレージ事業」の推進を実施します。（医療保健部、環境生活部、地域連携部）

健康づくりの取組に関する啓発を行うとともに、自転車を含む日々の運動の実施やスポーツイベント等への参加が進むよう、「三重とこわか健康マイレージ事業」を市町や事業所等の関係団体と連携して実施します。

目標 3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり（本冊 P. 11）

自転車の安全な利用を図るためには、自転車通行空間の整備のほか交通安全の取組推進等の環境整備が極めて重要となることから、次の施策に取り組みます。

（実施すべき施策）

- (1) 自転車の安全利用を促進するため、自転車通行空間の整備や自転車利用者に対する啓発活動等を実施します。（環境生活部、地域連携部、県土整備部、警察本部）

市町に対して、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車利用者や車のドライバーに対する交通ルール等の周知啓発を行うことにより、安全な通行空間の環境づくりを行います。

また、自転車の安全利用に係る定期的な点検整備、賠償責任保険への加入促進を盛り込んだ条例を策定し、「車両」の運転者としての意識向上を図ります。

- (2) 自転車を含む交通安全教育を推進するため、交通安全教室の開催等を推進します。

（環境生活部、教育委員会、警察本部）

実践的な交通安全教室が実施できるよう、交通安全教育を推進する教員を対象に、効果的な指導方法の講習会を開催するほか、交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知します。

- (3) 災害時における自転車の活用推進について、県として課題や有用性について検討を行います。（防災対策部）

災害時の住民の避難における自転車の活用に関して、県として課題や有用性について検討を行い、地域の実情に応じた対策を講じていきます。

4 計画の推進体制（本冊 P. 12）

本計画の目標の実現に向け、県関係部局が一体となり、市町をはじめとする関係機関と連携して、施策の推進を図ります。

また、自転車活用推進については、市町との連携が重要であることから、県と積極的に自転車活用に取り組む市町を中心に協議会を立ち上げ、定期的に意見交換や毎年度の成果の検証を行います。

5 成果の検証と取組のブラッシュアップ（本冊 P. 13）

本計画では、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」で設定する主指標のうち本計画に関連したものを【指標】として設定します。

【指標】

| 目標1 自転車を活用した地域の観光魅力づくり | | | | |
|------------------------|-------------------------------------------|-------------------|----------------|--------------|
| 指標 | 指標の説明 | 現状値 | 令和5年度の目標値 | 担当部局 |
| 観光消費額 | 観光客が県内において支出した観光消費額(交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等) | 5,338 億円 (30年) | 6,000 億円 以上 | 雇用経済部 観光局 |

| 目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 指標 | 指標の説明 | 現状値 | 令和5年度の目標値 | 担当部局 |
| 健康寿命 | 国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21(第2次)」の目的の一つであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間 | 男性 78.5 歳 女性 80.9 歳 (29年) | 男性 79.6 歳 女性 81.4 歳 (4年) | 医療保健部 |
| 成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率 | 「みえ県民意識調査」で、「週1回以上、運動やスポーツ(散歩、ぶらぶら歩き、ジョギング、キャンプ、野球、テニスなど(日常生活での工夫した運動も含む))を実施している」と回答した県民(成人)の割合 | 52.8% (30 年度) | 71.0% | 地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 |

| 目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり | | | | |
|---------------------------|----------------------|------|-----------|-------|
| 指標 | 指標の説明 | 現状値 | 令和5年度の目標値 | 担当部局 |
| 交通事故死者数 | 交通事故発生から 24 時間以内の死者数 | 75 人 | 60 人以下 | 環境生活部 |

また、毎年度、本計画における各施策の成果を確認する項目を【進捗確認項目】として定め、県関係部局や市町との協議会において成果の検証を行い公表するとともに、次年度以降の県および市町が実施する取組のブラッシュアップにつなげます。

【進捗確認項目】

<目標1 自転車を活用した地域の観光魅力づくり>

- ・太平洋岸自転車道における環境整備状況
- ・シェアサイクルの導入数

<目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり>

- ・「ツアー・オブ・ジャパンいなベストージ」や「TOUR de 熊野」における観戦者数
- ・県民の自転車利用状況、通勤時の利用状況

<目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり>

- ・市町の自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定数
- ・自転車関連事故死者数
- ・交通安全教室等の交通安全に関する周知啓発の実施状況